

弥富市中学校再編検討部会設置要領

- 1 この要領は、弥富市中学校再編委員会設置要綱第7条に規定する検討部会の設置、運営に関して必要な事項を定める。
- 2 検討部会では、協議した内容を取りまとめ、必要に応じて再編検討委員会に諮るものとする。また、協議内容によっては、再編検討委員会へ報告するものとする。
- 3 検討部会の名称及び検討事項は、次のとおりとする。

	部会名	主な検討事項
中学校再編検討部会	教育計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程、時程表、年間計画 ・事前交流計画 ・校務分掌 ・新学級編成 ・部活動の運営計画（編成、調整等） ・心のケア等支援対策 ・特別支援 ・その他教務に関する事項
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・式典関係（閉校式、記念品等） ・P T A組織運営に関する事項（組織、規約、経理等） ・制服、指定用品、校則、生徒指導に関する事項 ・通学路、安全に関する事項
	施設資料	<ul style="list-style-type: none"> ・施設改修箇所 ・備品の調査、リスト作成、移設、教室配置 ・校務支援システム ・文書の保存 ・再編にかかる搬出入計画 ・歴史・伝統の保存に関する事項

- 4 部会の構成員は、再編関係校教職員及び学校教育課職員、財政課職員をもって組織する。
- 5 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。（別紙様式）
- 6 部会において、必要と認めるときは、部会長の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 7 部会は検討する内容によって、生徒準備委員会を開催し、生徒に積極的に参加してもらう機会をつくることとする。
- 8 部会の設置期間は、部会を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 9 部会の事務局は、教育委員会学校教育課におく。
- 10 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この要領は、令和5年1月19日から施行する。